

児童発達支援センターの設置促進 及び家族支援の実施状況について

1 児童発達支援センターの設置促進について

2 家族支援の実施について

(参考)

市町村における個別支援ファイルの活用状況調査結果

1 児童発達支援センターの設置促進について

2 家族支援の実施について

(参考)

市町村における個別支援ファイルの活用状況調査結果

発達障がい児者が身近な場所で必要な支援が受けられる体制づくりに向けた提言（一部抜粋）

オ 児童発達支援センター設置

課題

- ・ 第3期障害児福祉計画期間中の令和8年度までに設置等行うとしている市町村が多い一方、各圏域の中核的な自治体での設置に向けた動きは少なく、センター設置の必要性について、関係者間で共通認識がないと考えられる。
- ・ 児童発達支援センターの設置運営の主体は特段の制限がなく、民間事業者からの参入希望も出ると想定されるが、市町村の施策への位置づけが必要である。



提言

- ◆ 障がい福祉の部局のほか、母子保健、子育て、精神保健、要保護児童や若者自立支援の部局、教育委員会など、児童期から青年期に向かって関わりがある部局が横断的かつ具体的に検討していくことが期待されること。
- ◆ 「幼児や学齢期の児童に児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う所」というイメージに加え、こども家庭庁が示した4つの中核的機能を担う場所として、部局や保健医療福祉の分野をまたぐ機能の集積、集約が可能か検討し、共通認識を形成していくこと。

児童発達支援センターとは

児童発達支援センターは、児童福祉法により以下の位置づけ(児童福祉施設)を有する施設。

◆児童福祉法7条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

◆児童福祉法43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

国の障害児福祉計画に係る「基本的な指針(令和5年)」では、児童発達支援センターを各市町村または圏域単位に1か所以上設置することとされており、また、岩手県障がい福祉計画(第3期岩手県障がい児福祉計画)においては令和8年度末までに設置することとしている。

【参考】児童発達支援センターの役割・機能の強化

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

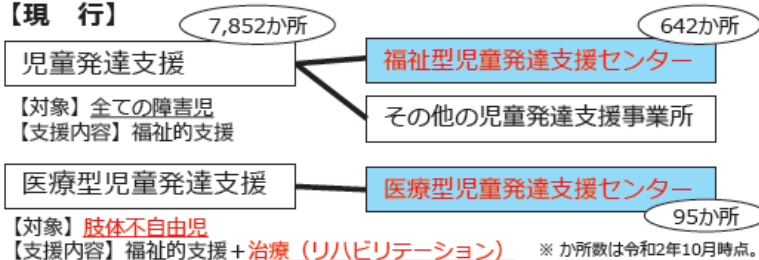
<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

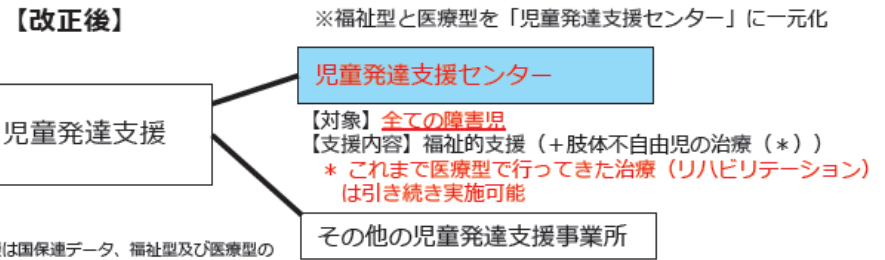
<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】



【改正後】

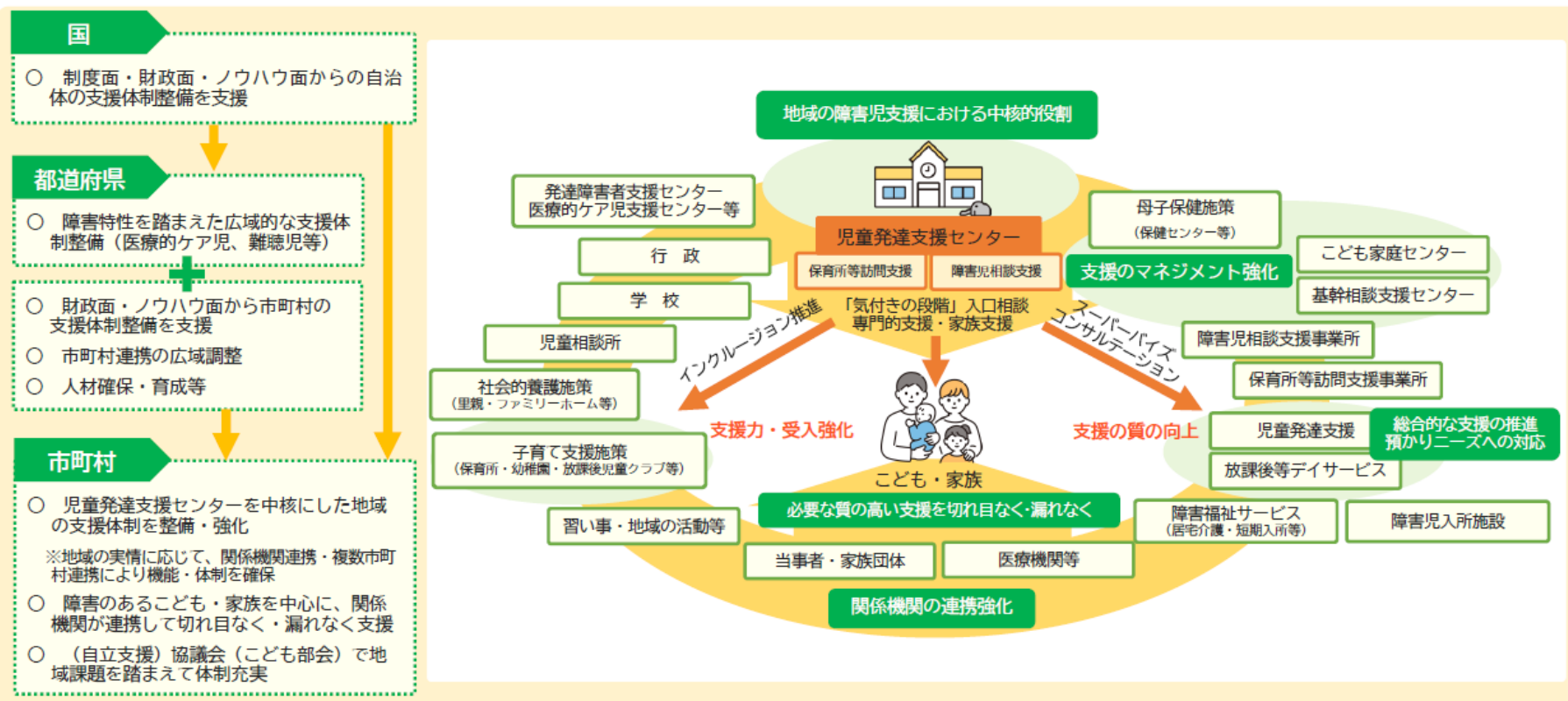


※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

児童発達支援センターの位置づけ

○ 地域における障害のある子どもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



令和6年7月25日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」より抜粋

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

令和6年7月25日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」より抜粋

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



児童発達支援センターが上記の4つの機能を果たしていく観点からは、児童発達支援センターは障害児相談支援と保育所等訪問支援の指定を有することを基本として、その運営・取組を進めていくことが必要。

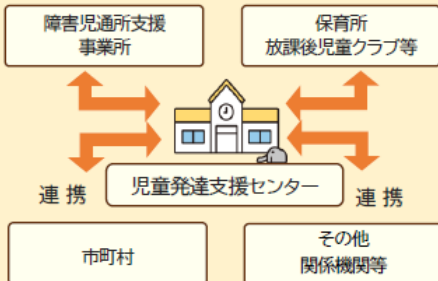
児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

令和6年7月25日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」より抜粋

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

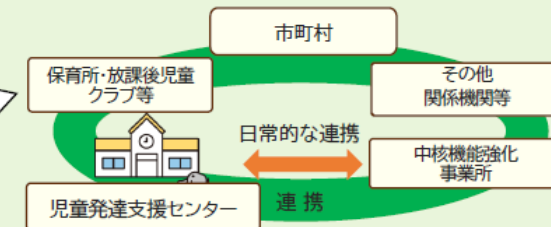
面的整備型 例①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をプランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



面的整備型 例②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



気仙圏域において実施

地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情を踏まえて体制整備の方向性を検討していくことが望ましい。身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

県内の児童発達支援センターの現状 今後の目指すべき方向性

< 県内設置状況 >

- ・ 盛岡ひまわり学園（盛岡市前九年）
- ・ イーハートブ養育センター（花巻市石神町）
- ・ 児童発達支援センターつくしんぼ（県立療育センター）
- ・ 児童発達支援センターかぐや（宮古市）

「福祉型」「医療型」
の区分は令和6年3月
をもって廃止

< 各市町村取組状況 >

自治体	取組内容
盛岡圏域	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に委託(盛岡ひまわり学園)
岩手中部圏域	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会に委託(イーハートブ養育センター)
宮古圏域 (宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村)	社会福祉法人若竹会に委託 (児童発達支援センターかぐや)
気仙圏域 (大船渡市・陸前高田市・住田町)	面的整備において体制整備を実施

各センターでの取組

1. 盛岡ひまわり学園

(サービス種類: 児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援)

【中核機能①】

- ・ 児童発達支援センター事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 親子通園事業(市委託事業)
→ わらしっこ教室
わらしっこ都南教室
- ・ ふれあいペアレントプログラム

【中核機能②】

- ・ 「児童発達支援部会」を核とした事業所向けの研修会の実施及び情報交換会の開催
- ・ 地域の事業所等の児発管資格取得のためのOJT実施

【中核機能③】

- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 巡回訪問支援実施

【中核機能④】

- ・ 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
- ・ 盛岡市こども発達相談支援事業(市委託事業)

各センターでの取組

2. イーハートーブ養育センター

(サービス種類: 児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援)

【中核機能①】

- ・ 児童発達支援センター事業
- ・ 同法人内での放デイ実施

【中核機能②】

- ・ 花巻市早期療育事業出席
- ・ 基幹相談支援センターと連携して地域生活支援拠点等事業研修会開催

【中核機能③】

- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 巡回訪問支援実施
- ・ 保育園交流の実施

【中核機能④】

- ・ 外来相談対応
- ・ 指定障害児相談支援実施
- ・ 花巻市障がい者相談支援(委託)
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター業務受託
- ・ ふたば教室開催(未就園児の交流の場)

各センターでの取組

3. 児童発達支援センター かぐや

(サービス種類: 児童発達支援、保育所等訪問支援)

宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村から
地域障害児支援体制強化事業を受託

【中核機能①】

- ・ 児童発達支援センター事業
- ・ 保護者向け茶話会の実施
- ・ 家族支援向けイベントの開催
→ 自立支援協議会との協働

【中核機能②】

- ・ 地域支援コーディネーターを配置
しての困難ケースの指導
- ・ 研修会・事例検討会の開催

【中核機能③】

- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 巡回支援専門員の配置(児発センター職員を巡回支援専門員として任命)

【中核機能④】

- ・ 同法人運営の「相談支援事業所 きゃんばす」にて相談支援を実施

各センターでの取組（事業開始までの流れ）

(例)児童発達支援センター かぐや

R5/4/ 1 児童発達支援センター開設準備室を設置

5/26 関係市町村連絡会議で児発センターの設置と取組み案を説明

8/25 自立支援協議会実務担当者会議にて、児発センターに関する意見(需要・要望等)を聴取

9/15 自立支援協議会実務担当者会議にて、事業概要(地域支援として委託を受けて実施可能な事業案)を説明

10/13 沿岸広域振興局と事前協議(概要の説明、書類の確認)

10/16 宮古市と協議

10/20 自立支援協議会実務担当者会議にて、地域支援として行う委託事業の概要と予算案を説明

10/31 沿岸広域振興局と協議(営業日、営業時間について)

11/ 9 県、沿岸広域振興局と協議(給食の提供と並行通園について)

12/15 自立支援協議会実務担当者会議にて、事業計画案を説明

R6/1/19 自立支援協議会実務担当者会議にて、委託事業案を説明

2/6～2/20 町村へ事業計画の説明と希望事業等を聴取

2/21 児童福祉法に基づく事業指定申請(振興局)、施設設置認可申請、社会福祉法に基づく施設設置届を提出(岩手県)

3/13 振興局による現地確認検査

3/29 指定通知受領

4/ 1 児童福祉法に基づく事業開始届を提出(振興局)

4/ 1 域地域障害児支援体制強化事業を宮古圏域市町村から受託(委託契約)(R6:10,193,000円 R7:13,738,000円)

各自治体における補助金活用状況等

こどもみんなの
こども家庭庁

地域障害児支援体制強化事業

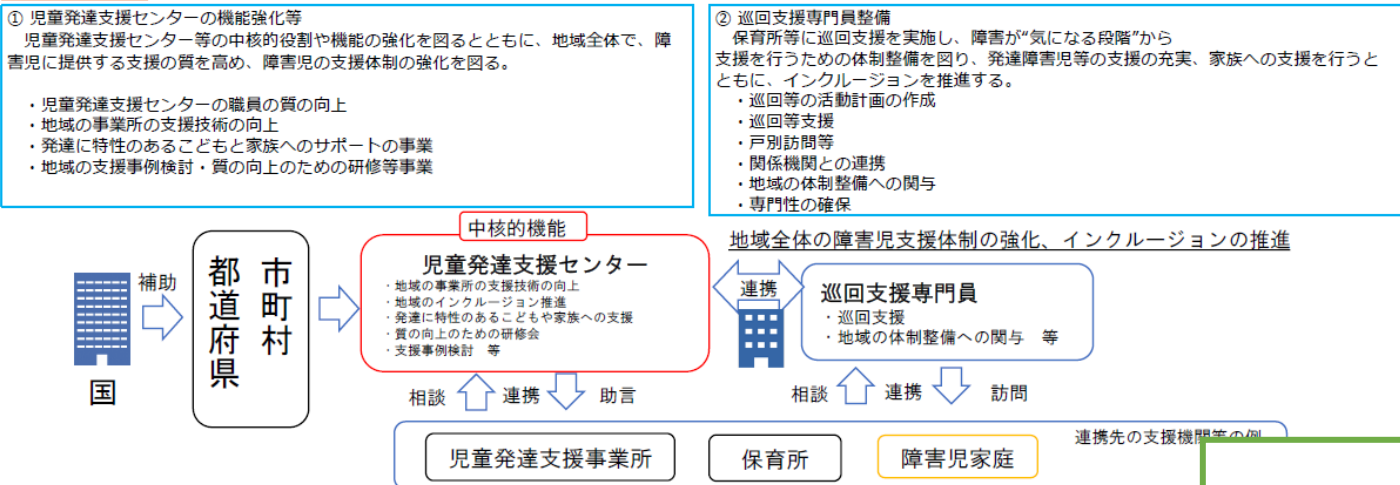
支援局 障害児支援課

事業の目的

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|------------|---------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | | |
| ・児童発達支援センターの機能強化 | センター1箇所当たり | 7,702千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1市町村当たり | 5,617千円 |

《R7活用自治体》

①児童発達支援センターの機能強化等

- 盛岡市
- 宮古圏域
→宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村
- 北上市

②巡回支援専門員整備

盛岡市ほか10市町村

児童発達支援センター事業での機能強化に係る加算等 (報酬制度)

令和6年度報酬改定

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

① 中核機能強化加算【新設】(児童発達支援センター)

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

単位数(新旧)

【現行】
なし



【改定後】

中核機能強化加算【新設】	※単位数は利用定員区分ごとに設定
中核機能強化加算(Ⅰ)	5.5単位～15.5単位/日
中核機能強化加算(Ⅱ)	4.4単位～12.4単位/日
中核機能強化加算(Ⅲ)	2.2単位～6.2単位/日

所在する市町村から、
中核的な役割を果たす
事業所として位置付け
られていることが必要

ポイント 要・都道府県への基準適合の届出(※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。リスト掲載事業所から都道府県に届出)

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

<加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通の基本要件>

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること(市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等)
- ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること(定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等)
- ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること(保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等)
- ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること(障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等)
- ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価(自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等)を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること

<各加算の要件> ※加算(Ⅰ)イロハ全てに適合 加算(Ⅱ)イ・ロに適合 加算(Ⅲ)イ又はロのいずれかに適合

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1以上加配

(ハの資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)

ロ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1以上加配(同上)

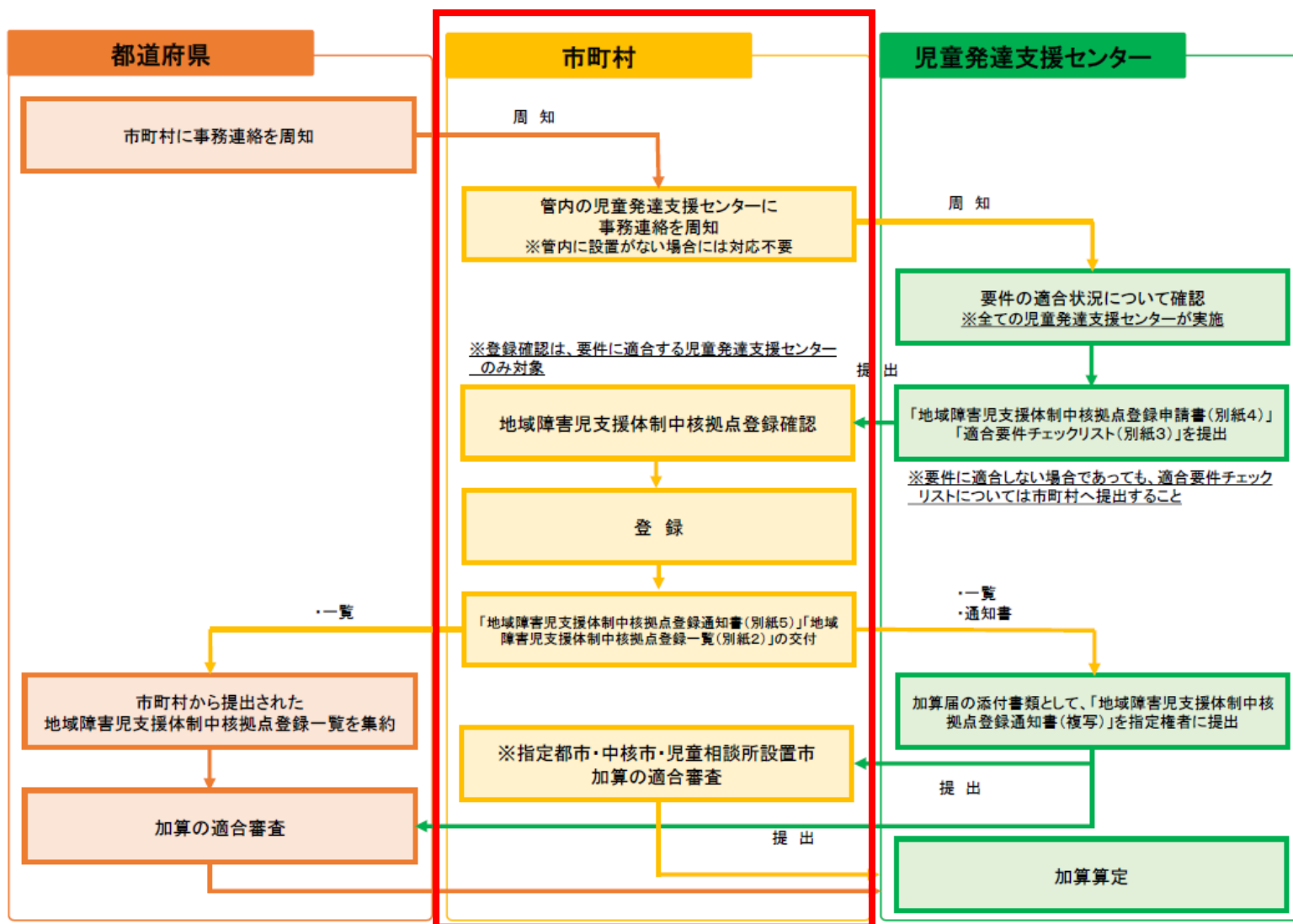
ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士(※1)、児童指導員(※1)の全ての職種を配置(※2)し、連携して支援を行っていること

(※1) 障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る (※2) 基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可

- イ・ハにより加配した専門人材(中核機能強化職員)について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする(ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)

指定児童発達支援センター
イーハートブ養育センター
において活用

中核機能強化事業所加算の申請手続きの流れ



市町村における児童発達支援センターの 設置の意向について

市町村担当者会議後アンケートの取りまとめ結果

現状	未設置市町村における 現状と課題	<ul style="list-style-type: none">○ 面的整備に向けて、多くの関係機関が関わるため、共通認識を持って協議を進める必要がある。なお、事業所のマンパワーや障害福祉サービスの資源の不足が課題となっている。○ 自治体の規模が小さく、様々な事業を同一事業所に依頼することになり、マンパワー不足が懸念される。○ 圏域内の複数の市町村で自立支援協議会を運営しており、設置に関して協議を行っているが、設置には至っていない状況。
今後	未設置市町村における 今後の方針	<ul style="list-style-type: none">○ 面的整備に関し、圏域内市町とともに情報収集を行いながら、要綱の作成や体制の標榜について検討していく。○ 他自治体の例を参考にしながら、どのような形で設置の検討ができるか調査を実施する。○ 自立支援協議会において、設置に関する協議を継続していく。

県と市町村が連携して取り組む事項

○ 各市町村若しくは各圏域ごとの児童発達支援センターの設置等に向けた取組を推進する

- ・ 国の示す手引きや他自治体の取り組みを参考とし、各自治体や圏域の実状に応じて、センター設置等中核機能の提供が可能な体制整備を行う
- ・ 単一の自治体での体制整備が困難な場合には、圏域の自治体で連携した整備に向けた検討、協議を進める
- ・ こども家庭庁の補助金や各種加算の活用の検討
- ・ 既存の地域資源を活用した体制整備の検討

1 児童発達支援センターの設置促進について

2 家族支援の実施について

(参考)

市町村における個別支援ファイルの活用状況調査結果

岩手県における発達障がい児者への支援を担う方の人材養成

事業名	主な対象者	主な目的	受講人員数(R6)	委託先(R6)
ペアレントトレーニング実践研修	保育士や保健師等	支援従事者が「ペアレントトレーニング」の技法を身につけ、保護者等へ適切な支援ができるようにする	29名受講・修了 (一関市と共催) →今年度は洋野町と共催	紫波の子育てを支援する会 あれんと
ペアレントメンター支援事業	ペアレントメンターになることを希望する発達障がい児者及び保護者等家族	・「ペアレントメンター」の養成 ・発達障がい児・者の保護者同士の交流や相談援助の活発化による発達障がい児・者の家族支援体制の構築	17名受講・修了	JDDnetいわて
ペアレント・プログラム(岩手県立療育センターにて実施)	市町村担当者	岩手県内において、ペアレントプログラムを普及させることを目的とする	(R7より実施)	

岩手県委託事業 パARENT・トレーニング実践研修

委託先	紫波の子育てを応援する会あれんと(H27より委託)
受講者	約30名
開催日	約2日間
プログラム内容	ペアレント・トレーニング実践研修(全9セッション) 講義「発達障害特性について」
県予算	およそ204千円

支援者育成研修

【過去の開催】

年度	開催地	受講者
R5	花巻市	40名 (盛岡圏域及び県南市町村の支援者が中心)
R6	一関市(共催)	30名(県南市町村の支援者が中心)
R7	洋野町(共催)	22名(久慈市、洋野町の支援者が中心)

ペアレント・トレーニングの実施市町村数は、12市町村(R6調べ)である。
→遠方の市町村と共催することで、事業拡大を図る

あれんと



紫波の子育てを支援する会



事務局

NPO 法人紫波さぶり 内
〒 028-3305
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田 23-1
Tel 019-681-9630
Fax 019-681-9635
Mail arento_info@yahoo.co.jp
HP <https://arento-info.jimdo.com>

1. パARENT・トレーニング 事業 ティーチャーズ・トレーニング 事業

① 研修会

岩手県の委託を受けた実践研修会のほか、
「ティーチャーズ・トレーニング」や「リーダー養成研修」も実施
しています。

詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたします。

② 講師派遣

各種研修に講師を派遣します。

メールやお電話でお問い合わせください。



③ 実践

NPO 法人紫波さぶりと協力し、親御さんたちに
個別やグループで「パARENT・トレーニング」を実施しています。

メールやお電話でお問い合わせください。

あれんとでの活動

2. 子育て相談会

医療機関の受診までの長い間、親御さん達の
不安は、はかりしれません。また相談する場所
がわからなくて困っている親御さんもいらっ
しゃいます。そのような親御さんが相談する
機会として相談会を行っています。

あれんとでのメンバーと関連機関の専門スタッフが
相談を受け、希望があれば「パARENT・トレーニング」を
紹介しています。

詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたします。



さぶりスペース地図



3. 子育て相談サロン

○みず広場

月2回親御さんが集まってお話しています。

★お問合せ 080-6032-0235(阿部)

○さぶりスペース

不定期に親御さんの相談に対応しています。

★お問合せ 090-7939-6113(細川)

4. サポートブック作成

子供の特性やそれに応じた「パARENT・トレーニング」
運動の指導法などを編集しています。



メールやお電話でお問い合わせください。

5. 紫波町子ども拡大ネットワーク会議

紫波町の関連機関が集まり、子育て環境の
改善を目的に情報交換、勉強会、討論を行っ
ています。

詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたします。

岩手県委託事業 ペアレントメンター支援事業

ペアレントメンター養成講座の実施

日本発達障害ネットワーク (JDDnet) いわて
ペアレントメンター養成講座「公開講座」

発達障がい・自閉症児や家族が地域の中で安心して生活できるために
～ひきこもり支援を考える～

講師：岩手県ひきこもり支援センター
主任保健師 藤澤 康子氏 ひきこもり相談支援員 藤井 真理子氏

日時 2024年12月21日(土) 10:30~12:00 (受付10:00)
場所 ふれあいランド岩手 ふれあいホール 〒020-0831 盛岡市三本楯B-1-3
主催 日本発達障害ネットワーク (JDDnet) いわて
後援 岩手県 岩手県教育委員会 盛岡市教育委員会 (申請中)

岩手県ひきこもり支援センター

平成21年に岩手県精神保健福祉センター内に設置された、引きこもりに関する地域の理解、相談支援体制及び関係機関の連携を強化し、岩手県のひきこもり対策のより一層の推進を図ることを目的としている機関です。(IHPより)

<参加申し込み>

参加費 無料
定員 100名(定員になり次第締め切ります。定員を超えた場合のみ連絡します。)
参加申し込み ①下記QRコードを読み取り、フォームで申し込む。②所属、名前、連絡先を記入し、ペアレントメンターいわて宛てにメールで申し込む。
(メールアドレス: pm.iwate@gmail.com) ※申込期限12月18日(水)
問い合わせ先 090-7071-5242(谷藤) ※平日は夕方5時以降
※本事業は、岩手県のペアレントメンター養成事業の委託を受けて行います。

「日本発達障害ネットワーク (JDDnet) いわて」は、岩手での発達障がい児・者へのより良い支援をめざすため、平成20年に結成され、15年余りにわたり、岩手の発達障がい児者の支援に取り組み、結成後、意見交流会、震災後支援チームの活動、ペアレントメンター養成講座の開催等を通して、発達障がい児・者への正しい理解と支援を広める活動をしております。

今年度は、コロナ禍で中断していましたが公開講座を5年ぶりに開催いたします。今回は、不登校やひきこもり支援について、みなさんと一緒に学びたいと思います。

メンターcaféや茶話会の開催

ペアレントメンターいわて主催

メンターCafé in アコモン

日時：9月3日(水) 10時30分~11時30分
会場：アイーナ団体活動室2
参加費：無料
定員：10名
ペアレントメンターとは…



ペアレントメンターいわて主催

メンターCafé in 八幡平

日時：11月8日(土) 10時30分~11時30分
会場：八幡平市立大更コミュニティセンター 中会議室
参加費：無料
定員：10名
ペアレントメンターとは…
発達障がいになるお子さんを育てている親御さんに対して、同じ親の立場で相談を受ける相談員のことです。ペアレントメンターは専門家ではありませんが、発達凸凹の子供を育ててきた親として、発達障がいになるお子さんの子育ての悩みを聞いたり、情報提供を行ったりしています。メンターCaféは、メンターとお子さんについて話す茶話会です。お気軽に、お子さんについての悩みや不安、心配なことを話してみませんか？



たとえば…

- 集団行動が苦手、苦手かなと言われたことがあるお子さん(みんなと同じ行動が難しいお子さん)
 - 何度も何度も言っているのに忘れ物をしちゃうお子さん
 - 同じものしか食べたがらないお子さん
 - 大きな音が苦手や耳をふさいだり泣いたりするお子さん
 - うるさいと言われてもおしゃべりをやめることが難しいお子さん
 - 気になってるけど、どこに相談に行ったらいいのかわからないお父さん・お母さん
- 他にも気になることがあれば、お気軽にペアレントメンターとお話ししてみませんか？

※ペアレントメンターいわては、日本発達障害ネットワーク(JDDnet)いわての家族支援を行う団体です。
※ペアレントメンター事業は岩手県の委託事業です。

参加を希望される方は、メールまたはQRコードを読み取り、お申し込みください。
※切は11月1日(土)です。申し込み先アドレス: pm.iwate@gmail.com

※お問合せ:ペアレントメンターいわて事務局 090-7071-5242(谷藤) 17時以降

子供を育ててきた
情報提供を行っ
茶話会です。
てみませんか？

難しいお子さん)

ん
してみませんか？

支援を行う団体です。

申し込みください。
ail.com

42(谷藤) 17時以降

発達が気になる
お子さんがいるご家族へ

ペアレント メンターに 相談をして みませんか？



ペアレントメンターとは →

ペアレントメンターいわて

*「ペアレントメンターいわて」は岩手県の委託事業です。

こんな活動をしています！

✿ 個別の対面相談やオンライン相談をお受けしています。
相談場所・日時についてもご相談に応じます。
(お問い合わせは裏面をご覧ください)

✿ 県内各地でのメンターCafe
(年間5か所ほどで開催します)

✿ 保育園・幼稚園・こども園、学校の保護者会への参加

✿ 療育教室、放課後等デイサービスでのグループ相談
(懇談会への参加等)

✿ 親の会等の情報を提供します。

※ペアレントメンターの個別相談・メンターCafe・グループ相談は無料です。

※個別相談時間はおひとり30分程度で行わせていただきます。

メンターCafé

お子さんが発達障がい(疑い含む)の診断を受けて不安を感じている方、子育てしながら疑問や悩みを抱えている方、ペアレントメンターとお話してみませんか？



メンターCafe開催日時・場所は、JDDnetいわてホームページをご覧ください。



JDDnetいわて 検索

← JDDnetいわてQRコード

ペアレントメンター支援機関
岩手県発達障がい者支援センターウィズ
岩手県言語聴覚士協会 岩手県作業療法士会
岩手県臨床心理士会

個別相談・グループ相談予約先

《ペアレントメンターいわて》

相談予約受付フォームQRコード



メールでの相談予約

メール pm.iwate@gmail.com

※相談者のお名前、お子さんの年齢、主な相談内容、相談希望時間を必ずお伝えください。

※診断されてなくても、気になること・不安なことがあれば相談を受付しますので、まずはこちらでご連絡ください。

※事前の予約をお願いします。

なお、電話等の予約は行っておりませんのでご了承ください。

※上記のメールは予約専用です。

ペアレントプログラムについて

子どもの行動修正までは目指さず「行動で考えることに特化し、保護者の認知の枠組みの修正を目指したプログラム

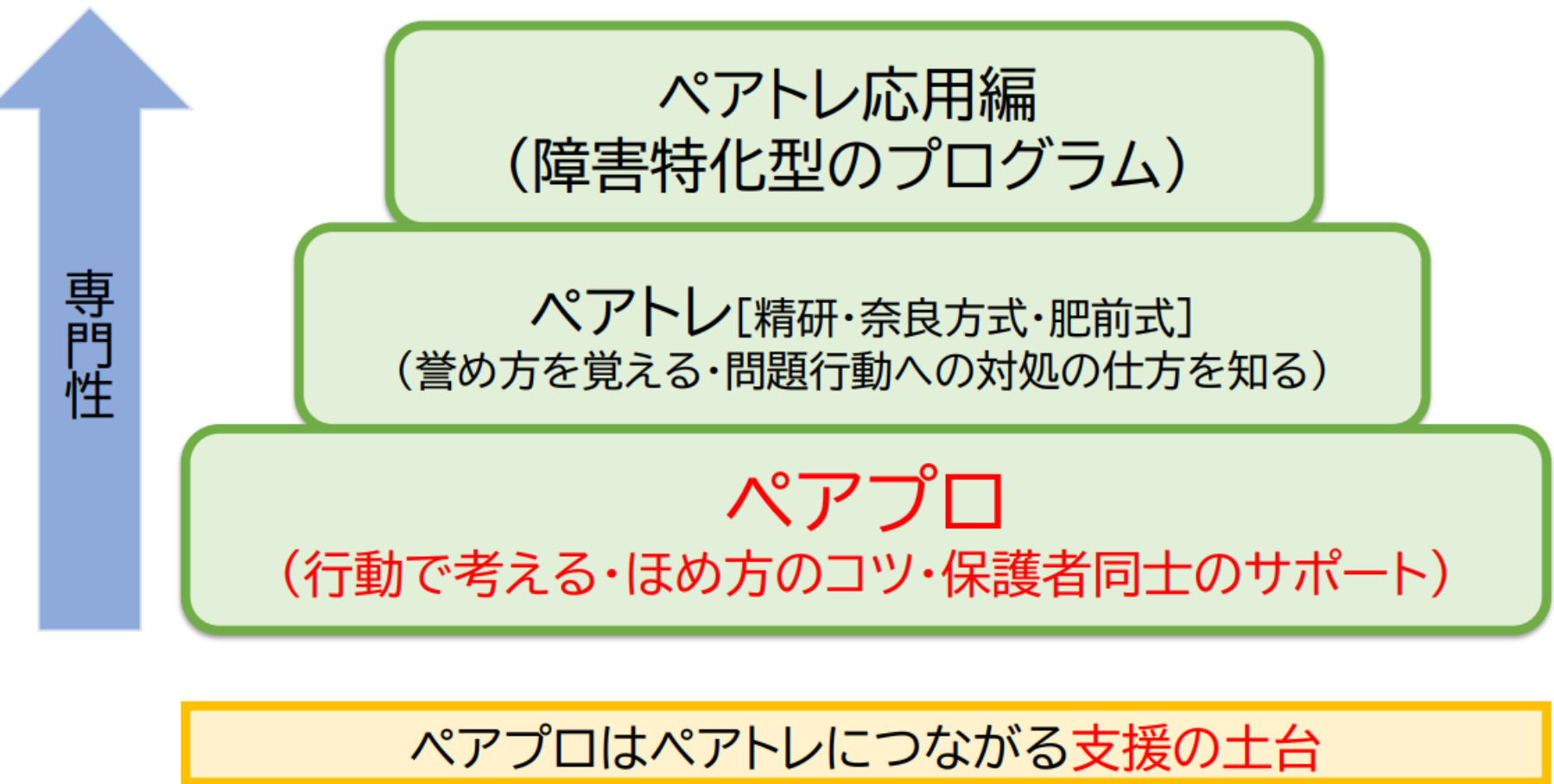
●子どもに対して

具体的な働きかけはほとんどしない(褒めるのみ)
子どもの「行動を」正確に捉えることを目指す

●保護者の認知に対して

全否定、ネガティブな考え方から
行動レベルで見た具体的(ポジティブ)な考え方へ
変容を促す

ペアプロとペアトレの関係



岩手県におけるペアレント・プログラムの普及について

導入の流れ

年度	県立療育センター（相談支援部）	市町村
R 6	<p>【支援者資格取得】 対象者2名（市町村への導入担当支援者の養成） 青森県、宮城県で6回研修参加</p> <p>↓</p> <p>アドバンスト・ワークショップ受講（資格者認定）</p>	<p>【市町村への普及啓発企画】 R6.11.5 県高校教育会館（盛岡市）</p> <p>↓</p> <p>R7 ペアプロ導入市町村募集 （盛岡市、花巻市が導入希望）</p>
R 7	<p>実施希望市町村への支援者資格取得者の派遣 （前期 花巻市／後期 花巻市、盛岡市）</p> <p>実施市町村支援者資格取得者育成（係内派遣職員増） 支援者資格取得者へのSVの依頼（アサ^o・イル^o 田中氏）</p>	<p>希望市町村での6回プログラムの実施 （実施市町村での支援者資格取得者育成）</p> <p>R7.6.20 普及啓発企画開催 R8導入市町村募集</p>
事業実施報告会／支援者資格取得者フォローアップの会		
R 8	<p>新規導入市町村への支援者資格取得者の派遣 （前期2市町村／後期2市町村）</p> <p>実施市町村へのサポート派遣</p>	<p>希望市町村での6回プログラムの実施 （実施市町村での支援者資格取得者育成）</p> <p>他市町村支援者資格取得希望者の参加</p>
事業実施報告会／支援者資格取得者フォローアップの会		
R 9以降	派遣継続	実施継続

市町村における子育て支援の土台づくり

- 保護者支援施策としての位置付け
- 健診からの流れに組み込むことで、子どもと保護者とかかわり、フォローにつなげていく流れを作る
- ペアプロは心理等の専門的な資格がなくても、保健師、保育士、児童指導員でも実施できる
- 6回プログラムを実施する中で支援者資格取得者育成もできる
- 支援者資格取得者を自治体内で確保することで、継続して実施できる

活用可能な国庫補助金(厚生労働省)

発達障害児者及び家族等支援事業 (地域生活支援促進事業)

令和8年度概算要求額 1.6億円 (1.6億円) ※()内は前年度当初予算額

【事業概要】

発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とし、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】1/2



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

- ・ワークショップ等の開催による青年期の発達障害者同士が交流する機会の提供 等



県内3市町村が活用

活用可能な国庫補助金(こども家庭庁)

こどもまんま
こども家庭庁

親子関係形成支援事業

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む)

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額】○基本分(右表のとおり利用者負担軽減加算(1人当たり)あり)
1講座(4回分) 90,080円
講座内の実施回数が増える場合、22,520円ずつ加算(※)
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
○親子関係形成支援プログラム資格習得支援
1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,250円
市町村民税非課税世帯	1,800円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,350円

事業活用状況

親子関係形成支援事業の実施見込状況【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和6年度取組状況調査（生育環境課実施）における、令和6年度取組見込自治体数 分布



提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, Zenrin

	総自治体数	R6実施自治体数	R6実施率
01北海道	179	6	3.4%
02青森県	40	2	5.0%
03岩手県	33	2	6.1%
04宮城県	35	0	0.0%
05秋田県	25	2	8.0%
06山形県	35	5	14.3%
07福島県	59	4	6.8%
08茨城県	44	8	18.2%
09栃木県	25	4	16.0%
10群馬県	35	3	8.6%
11埼玉県	63	5	7.9%
12千葉県	54	10	18.5%
13東京都	62	8	12.9%
14神奈川県	33	7	21.2%
15新潟県	30	0	0.0%
16富山県	15	0	0.0%
17石川県	19	3	15.8%
18福井県	17	2	11.8%
19山梨県	27	3	11.1%
20長野県	77	12	15.6%
21岐阜県	42	4	9.5%
22静岡県	35	3	8.6%
23愛知県	54	13	24.1%

24三重県	29	1	3.4%
25滋賀県	19	2	10.5%
26京都府	26	8	30.8%
27大阪府	43	10	23.3%
28兵庫県	41	12	29.3%
29奈良県	39	4	10.3%
30和歌山県	30	0	0.0%
31鳥取県	19	0	0.0%
32島根県	19	0	0.0%
33岡山県	27	2	7.4%
34広島県	23	2	8.7%
35山口県	19	1	5.3%
36徳島県	24	1	4.2%
37香川県	17	0	0.0%
38愛媛県	20	1	5.0%
39高知県	34	1	2.9%
40福岡県	60	9	15.0%
41佐賀県	20	0	0.0%
42長崎県	21	1	4.8%
43熊本県	45	2	4.4%
44大分県	18	1	5.6%
45宮崎県	26	4	15.4%
46鹿児島県	43	3	7.0%
47沖縄県	41	2	4.9%
総計	1,741	173	9.9%

事業活用状況

親子関係形成支援事業の実施状況【都道府県別 実施見込市区町村名】

こどもまんが
こども家庭庁

【令和6年度及び令和7年度実施見込自治体】

赤文字はR7から実施予定

- ・ **北海道** 実施市見込区町村数数 (6)
江別市 泊村 美瑛町 浦河町 上士幌町 釧路町
- ・ **青森県** 実施市見込区町村数数 (2)
弘前市 三沢市
- ・ **岩手県** 実施市見込区町村数数 (3)
宮古市 一関市 平泉町
- ・ **宮城県** 実施市見込区町村数数 (0)
- ・ **秋田県** 実施市見込区町村数数 (2)
秋田市 湯沢市
- ・ **山形県** 実施市見込区町村数数 (6)
寒河江市 大石田町 川西町 白鷹町 飯豊町 庄内町
- ・ **福島県** 実施市見込区町村数数 (6)
喜多方市 二本松市 国見町 只見町 平田村 三春町
- ・ **茨城県** 実施市見込区町村数数 (10)
下妻市 常陸太田市 笠間市 取手市 牛久市 鹿嶋市 那珂市 坂東市 神栖市 つくばみらい市
- ・ **栃木県** 実施市見込区町村数数 (4)
宇都宮市 足利市 那須塩原市 さくら市
- ・ **群馬県** 実施市見込区町村数数 (4)
前橋市 桐生市 中之条町 みなかみ町
- ・ **埼玉県** 実施市見込区町村数数 (9)
川越市 熊谷市 川口市 越谷市 戸田市 朝霞市 和光市 北本市 坂戸市
- ・ **千葉県** 実施市見込区町村数数 (10)
船橋市 野田市 成田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 四街道市 袖ヶ浦市 印西市
- ・ **東京都** 実施市見込区町村数数 (8)
文京区 品川区 世田谷区 杉並区 武蔵野市 府中市 日野市 羽村市
- ・ **神奈川県** 実施市見込区町村数数 (10)
川崎市 横須賀市 鎌倉市 小田原市 三浦市 秦野市 伊勢原市 綾瀬市 寒川町 箱根町
- ・ **新潟県** 実施市見込区町村数数 (4)
新発田市 上越市 阿賀野市 胎内市
- ・ **富山県** 実施市見込区町村数数 (0)
- ・ **石川県** 実施市見込区町村数数 (4)
かほく市 白山市 野々市市 志賀町

いわて子ども発達支援サポートブック

○ いわて子ども発達支援サポートブック (家族編及び保育者編)

日頃の子どもたちへの関わり方に悩んでいる家族や保育者に寄り添い、子どもたち一人ひとりにあった子育てや保育を実践するための手助けとなることを目的に作成

○ いわて発達支援サポートブック(青年・成人期編)

青年期・成人期における発達が気になる人をはじめ、支援が必要となる人の暮らしと仕事の支援を目的に、関係機関や家族向けに作成



目次		
1	はじめに	4P
2	「気になる様子」には“わけ”がある	6P
3	ひとりひとりの困り感に対する理解と支援	10P
4	支援のポイント ～暮らし編～	14P
5	支援のポイント ～仕事編～	20P
6	おわりに	28P
7	暮らし・仕事の支援	29P
8	Q&A	34P

⇒ 新しい環境で、まわりの人を理解し、自分を理解してもらうことが求められます。
手助けを必要とする人があるときには、その人に関わる多様な人たちによるオーダーメイドの支援体制をつくるのがポイントとなります。

② 親元から離れて暮らすなど、自分の判断で行動する範囲が広がります。
⇒ 多岐の役割を含めて、自由と規律のバランスがとれた生活を組み立てることが求められます。

③ 恋愛、結婚、出産といった人生の転機を迎えることも多くなります。
⇒ 他人の気持ちなどに対するより深い理解や、性についての知識も求められます。



*「暮らし」の用語は株式会社学研ホールディングスの登録商標（第4893317号）です。

いわてこども発達支援サポートブックに関するお知らせ
(障がい保健福祉課HP)



県と市町村が連携して取り組む事項

- 各市町村において家族支援事業の実施がなされるよう地域の体制整備を推進する。
- ・ 事業開始に向けて、こども家庭庁や厚生労働省の国庫補助金を活用した予算及び事業実施を検討する。
- ・ 市町村が県の研修事業と共催すること等により、地域での事業実施に取り組む。

1 児童発達支援センターの設置促進について

2 家族支援の実施について

(参考)

市町村における個別支援ファイルの活用状況調査結果

令和7年8月・12月に、市町村における個別支援ファイルの導入状況や作成児童数などの活用状況に係る質問紙調査を実施

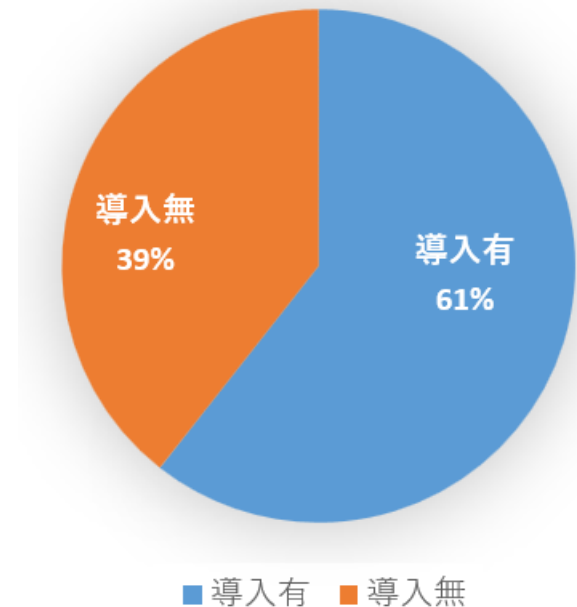
※全33市町村から回答

➡ 現状や市町村の意向等を把握し、新規導入や有効な活用方法の検討につなげる。

個別支援ファイルの活用状況調査について

情報共有のための手段としての「個別支援ファイル」の活用状況

	R5	R6	R7
導入有	19	18	20
導入無	14	15	13



- ・令和7年度12月時点において、県内20市町村において活用。
(内訳: 11市、6町、3村)

個別支援ファイルの活用状況調査について

導入済の市町村における「個別支援ファイル」の活用上の課題

1	利用者が本来活用してほしい方の利用に至っていない。	7
2	利用者数が目標としている利用者数に至っていない。	6
3	支援ファイルの内容や項目に修正が必要。	6
4	支援ファイルが支援事業所と共有されていない。	5
5	支援ファイルがこども園や幼稚園、保育所と共有されていない。	5
6	支援ファイルが学校と共有されていない。	10
7	支援ファイルが医療機関と共有されていない。	9
8	支援ファイルが他機関（発達障害支援センター、児童相談所等）と共有されていない。	7
9	転出・転入した際に、他の市町村との引き継ぎが困難。	6
10	特に課題と感じていることはない。	2

- ・ 各市町村において目標利用者数に至っていない状況がある。
- ・ 学校や医療機関との十分な共有に至っていない傾向がある。
- ・ 保護者の同意が得られないと作成できないため、作成していない児童生徒について情報共有に難しさがある。
- ・ 作成による保護者の負担感が強い（記入のしづらさ、記入量が多い等）
- ・ 自治体でファイルを作成する予算がなく、新たに作成することが困難。
- ・ 県内で統一した様式にすることで効果的に活用する保護者が増えるとの意見あり。

発達障がい児者が身近な場所で必要な支援が受けられる体制 づくりに向けた提言（一部抜粋）

イ 市町村の療育教室と児童発達支援事業所との接続に向けた支援

課題

- ・ パarentプログラム、Parentトレーニングはまだ「普及啓発」の段階であり、実施できる市町村が少ないこと。
- ・ 障害児通所支援事業所や、保育所、市町村保健センターなど、Parentプログラム・Parentトレーニング等の具体的な保護者支援が実施できる場所の拡大が必要



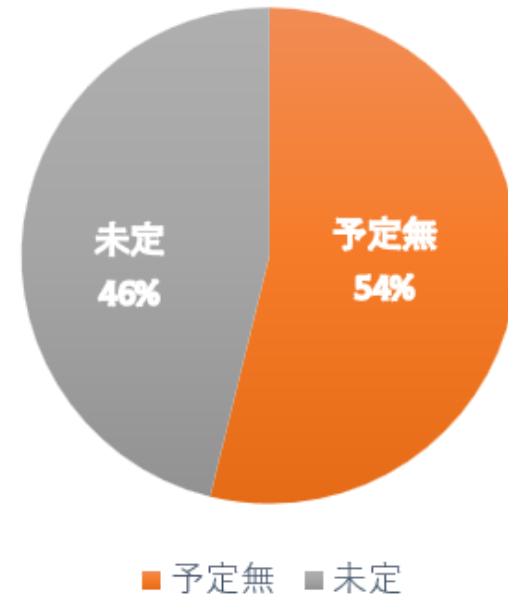
提言

- ◆ 市町村(保健師やこども家庭センター)、障害児通所支援事業所、保育所等での実施を想定し、Parentプログラム、Parentトレーニングの担い手の多様化を図り、それによる実際に保護者が参加できる場を増やすこと
- ◆ Parentプログラム・Parentトレーニング等を主宰できる人材を育成していくこと。

個別支援ファイルの活用状況調査について

導入していない市町村における「個別支援ファイル」の導入予定

予定有	0
予定無	7
未定	6
合計	13



- ・ 町村部を中心に導入に消極的な市町村が多い。
- ・ 一方で、導入・活用までの手続きが不明なことから未定と回答している市町村があった。

個別支援ファイルの活用状況調査について

「個別支援ファイル」の導入予定はない、または未定とした理由

1	導入・活用のメリットを感じない。メリットがわからない。	1
2	導入・活用のメリットは感じており検討しているものの、着手に至っていない。	2
3	導入までの事務が大変そうであり、導入しづらい。	2
4	活用開始後の事務が大変そうであり、導入しづらい。	1
5	導入・活用までの手続きがわからない。	4
6	支援ファイル以外の方法で、必要な支援や情報共有、関係機関連携が足りていると感じる。	9
7	支援対象者数が少数であり、導入のメリットが少ない。	3
8	特に理由はない。	0

※ 複数回答あり

- ・ 一部の市町村で導入を検討している状況がある。
- ・ 町村部において、支援ファイル以外の方法で情報共有や連携が足りているとの回答が多い。

県と市町村が連携して取り組む事項

○ 各市町村における、個別支援ファイルの新規導入やさらなる有効活用に向けて検討を進める。

・ 未活用の市町村について、導入済みの市町村等と情報共有を図りながら、当事者目線での活用の有効性を検討の上、導入に向けた取組みを進める。

・ 活用中の市町村においては、活用状況や保護者の意見を踏まえながら、保育、福祉、教育等の関連分野の支援者と協議を行い、有効な活用方法について検討を行う。

・ 利用者の増に向けて、ファイルの周知や乳幼児健診等の機会を通じた案内等の取組みを進める。